

当行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等に際して、お客様の氏名・住所、生年月日の本人確認に加え、取引の目的や職業、事業内容等について確認させていただいております（「お取引時確認」）。

ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 「お取引時確認」が必要な主な取引

- (1) 口座開設、貸金庫、などの取引を開始される時
- (2) 200万円を超える現金のお預け入れまたはお引き出しに係る取引をされる時
- (3) 10万円を超える現金による振込(外国送金を含む)、自己宛小切手の発行などの取引をされる時
- (4) ご融資取引 など

※「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがあります。

※上記のお取引以外でも「お取引時確認」をさせていただく場合があります。

※過去に確認させていただいた「お取引時確認」を、弊行の窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。

※一つの取引を複数に分割して行う場合には、分割された複数の取引を一つとみなすことがあります。金額の合計が200万円または10万円を超える場合には、お取引時確認をお願いさせていただきます。

2. 「お取引時確認」におけるご確認事項

(1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類（原本をお持ちください）
氏名・住所・生年月日	本人確認書類をお持ちください。 ※以下3. 本人確認書類一覧をご覧ください。
(外国籍のお客さま) 国籍・在留資格・在留期間(満了日)	在留カード
お取引の目的・ご職業	お持ちいただく書類はありませんが、窓口で確認させていただきます。
ご本人さま以外の方が来店する場合	ご来店される方の本人確認書類をお持ちください。 ※以下3. 本人確認書類一覧をご覧ください。 上記に加え、ご本人とのご関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます

(2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類（原本をお持ちください）
名称、本店または主たる事務所の所在地	本人確認書類をお持ちください。 ※以下3. 本人確認書類一覧をご覧ください。
事業内容	登記事項証明書、定款等の書類をお持ちください。
お取引の目的	お持ちいただく書類はありません。
実質的支配者(議決権保有比率が25%超の方等)氏名・住所・生年月日	お持ちいただく書類はありません。 議決権を直接または間接に25%超保有する個人の方等 ※間接保有とは、議決権の50%超を保有する支配法人を通じて、当該法人の議決権を保有していることをいいます。
来店された方の氏名・住所・生年月日等	本人確認書類をお持ちください。 ※以下3. 本人確認書類一覧をご覧ください。 (上記に加え、本店や営業所にお電話させていただく等により、法人のお客さまのために取引をおこなっていることを確認させていただきます。)

<ご留意事項>

※個人・法人のお客さまともに、上記に加え、お客さまもしくはお客さまの実質的支配者が、外国政府等において重要な公的地位にある方（外国 PEP s）等に該当するか確認いたします。該当した場合には、複数の本人確認書類の提示等、通常と異なる確認をお願いさせていただきます。

※お取引目的の内容等によって資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

※すでに「お取引時確認」手続を済まされたお客さまは、確認書類をご提示いただく代わりに、当行の通帳・キャッシュカードのご提示等により確認させていただくことがあります。

※当行が窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。その際、各種確認書類等のご提示をお願いする場合があります。

3. 本人確認書類一覧

以下の書類（原本）をご提示ください（有効期間内、または発行日から6ヵ月以内のものに限ります）。

(1) 個人のお客さま

以下のいずれか1種類の原本のご提示により、ご本人さまであることを確認させていただきます。

A 群	運転免許証	各種障害者手帳
	運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)	身体障害者手帳
	旅券(パスポート)	精神障害者保健福祉手帳(顔写真付)
	個人番号カード	療育手帳
	住民基本台帳カード(顔写真付)	在留カード
	官公庁が発行・発給した書類(顔写真付)	特別永住者証明書

※2020年2月以降発行の旅券(住所記載なし)は、住所記載のある他の本人確認書類、または補完書類のご提示が必要となります。

以下のいずれか2種類の原本のご提示(うち1種類は必ずB群に該当する必要があります)により、ご本人であることを確認させていただきます。

B 群	各種健康保険証	母子健康手帳
	各種年金手帳	各種児童扶養手当証書
	印鑑証明書(お取引に当該実印を使用する場合)	

C 群	住民票の写
	住民票の記載事項証明書
	戸籍謄本または抄本(附票の写しが添付されているものに限り)
	印鑑証明書(お取引に当該実印を使用しない場合)
	官公庁が発行・発給した書類(顔写真なし)

補 完 書 類	国税または地方税の領収証書または納税証明書
	社会保険料の領収証書
	公共料金(電気・ガス・水道・固定電話・NHK)の領収書
	官公庁、外国政府、国際機関が発行した書類

- *ご本人以外の方が来店された場合は、来店された方の「本人確認書類」もご提示いただきます。
- *本人確認書類は弊行が提示または送付を受ける日において有効なものに限ります。
- *マイナンバー制度の「通知カード」は本人確認書類としてお取扱いできません。
- *A群・C群の官公庁が発行した書類は、氏名、住居、生年月日、補完書類の官公庁が発行した書類は、氏名、(現)住居の記載があるものに限ります。

* 公共料金の領収書、国税・地方税の領収書、納税証明書、社会保険料の領収書は、現住所の記載があるご本人名義のものに限ります。

(2) 法人のお客さま

履歴事項全部証明書	印鑑登録証明書
官公庁発行の許可・認可・承認に係る書類	官公庁から発行・発給された書類

<ご留意事項>

※本人確認書類のご提示を受けるにあたり、法律に基づき個人のお客さまは氏名・現住居・生年月日、法人のお客さまは名称・本店または主たる事務所の所在地のほか、本人確認書類の名称・有効期間等を記録させていただきます。また、ご同意いただける場合、コピーをとらせていただきます。